

京都ノートルダム女子大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針及び不正防止計画

2022年11月16日

学長裁定

京都ノートルダム女子大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定。令和3年2月1日改正)を踏まえ、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、公的研究費の不正使用防止に関する基本方針及び不正防止計画を以下のとおり定める。

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

1. 研究費の不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。
3. コンプライアンス教育及び啓発活動により、不正防止に向けた構成員の意識の向上と浸透を図る。
4. 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。
5. 諸規程及び不正防止計画に基づき、公的研究費を適正に運営・管理する。
6. 監事及び関連部署が連携し、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施することで不正の発生を抑止することを目指す。

不正防止計画

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	問題点・不正発生の要因	不正防止計画
責任体系の明確化	各責任者の交代や就任からの時間の経過により責任意識が低下する。	・各責任者は、公的研究費の不正防止の重要性について確認し、責任を認識する。 ・責任者の異動や交代に伴う責任意識の低下を防ぐため、引継ぎを十分に行う。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	問題点・不正発生の要因	不正防止計画
コンプライアンス教育・啓発活動の実施	公的研究費の使用ルールや関係する制度等が、他の経費と比べて複雑で理解が難しい場合がある。	別紙1の実実施計画に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。

<p>ルールの明確化・統一化</p>	<p>新規採択の研究者や、新たに事務担当になった職員にとっては、公的研究費の使用ルールは他の学内研究費と運用方法が異なり理解しづらい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行説明会や執行要領等のマニュアルにおいて、ルールをわかりやすく周知する。 ・研究者と事務局および事務局内での日常的な意思疎通を十分に行い、不明な点を気軽に相談できる関係を構築する。 ・事務部門は、日常の執行手続きの際に本学の執行ルールおよび諸規程が分かりづらいものになっていないか、教職員に過度の負担を強いていないかを点検し、必要に応じて見直す。
<p>関係者の意識向上</p>	<p>公的研究費は、研究者が申請をして獲得したもの、という意識があり、国民の税金であるという意識が希薄になりがちである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行説明会、執行要領において、十分に説明をする。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	問題点・不正発生の要因	不正防止計画
<p>研究費の計画的な執行</p>	<p>研究費の執行が年度末に集中する研究者がいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行説明会等において、予算が年間を通じて計画的に執行するよう促す。 ・事務局は研究者の予算執行状況を確認し、執行が遅れている研究者には個別に研究の進捗や予算の執行について確認する。 ・執行説明会等において、研究費の繰越制度等の制度を積極的に紹介し、研究計画の変更に応じて無理のない執行を促す。
<p>研究者の出張計画の実行状況の把握・確認</p>	<p>出張報告の提出や旅費の精算を出張終了直後に行わず、遅延させる研究者がいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行説明会において、提出遅延の事例があることを説明し、研究者に対し注意喚起を行う。 ・報告の提出が遅れた研究者には、個別に提出を促す。

非常勤雇用者の雇用管理	研究補助アルバイト職員の出退勤及び用務内容の管理が研究者に任せられている。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として事務局において出退勤管理を行う。 ・用務内容の管理については、内部監査時または不定期に、成果物の確認やアルバイト職員に対する聞き取り調査を行う。
換金性の高い物品の適切な管理	備品管理の対象とならない 2 万円未満の物品及び金券等の管理について研究者に任せられている。	<ul style="list-style-type: none"> ・換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、電子辞書、録画機器等）は、金額にかかわらず物品の所在が分かるよう記録し管理する。また、金券類については、出納簿により、事務局が出納の記録を確認する。

4. モニタリングの在り方

項目	問題点・不正発生の要因	不正防止計画
内部監査の実施	監査を毎年度定期的に行っているが、方法等が形骸化する恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・監事、会計監査人、内部監査部門が、十分な連携のもと必要な情報を共有し効率的・効果的な内部監査を実施する。

用語について

※コンプライアンス活動

不正防止対策の理解の促進を目的として、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とした説明会や e-learning 等の形式により実施し、受講状況及び理解度を把握することが求められる。

※啓発活動

コンプライアンス教育の内容を踏まえて意識の向上と浸透を図ることを目的とし、機関の構成員全体に対して、不正防止に向けた意識付けを広く頻繁に繰り返し行うことが求められる

京都ノートルダム女子大学コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という）では、不正防止計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を以下のとおり策定し、実施するものとする。

	コンプライアンス教育	啓発活動
対象	競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員	全教職員
目的	公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを対象者に理解させること	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
内容	1) 競争的研究費等の使用ルールの周知 2) 不正が発生した場合の手続や影響	1) 不正防止計画や内部監査の結果の共有 2) 実際に発生した不正事案（他機関の事案等）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有
方法、実施時期、頻度	1) 科研費執行説明会の実施（毎年度4月） 2) APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)の受講（着任時及び4年に1回）	メール配信、ポスター掲示等による実施（随時）